

監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」を 学校法人監査に適用する場合の留意点

平成19年 7月31日
改正 平成24年 7月18日
日本公認会計士協会

1. はじめに

平成23年12月22日に監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」（以下「報告書240」という。）が新起草方針のもと公表され、平成24年4月1日以後開始する事業年度に係る監査から適用することとされた。これを機に同報告書を学校法人監査に適用するに当たり留意すべき特有の問題を改めて整理し、「監査基準委員会報告書第35号「財務諸表の監査における不正への対応」を学校法人に適用する場合の留意点」を改正し、実務の参考として公表することとした。

報告書240は、不正は様々な意味をもつ広範囲な概念であるとしながら、財務諸表監査において対象とする重要な虚偽表示の原因となる不正について取り扱うとし、不正を「不当又は違法な利益を得るために他者を欺く行為を伴う、経営者、取締役等、監査役等、従業員又は第三者による意図的な行為をいう。」と定義している。

学校法人監査においても、その全過程に報告書240の指針を組み込むこととなるが、重要な虚偽表示の原因となる不正については学校法人特有の問題が存在すると考えられる。そこで、学校法人のガバナンスの特徴を明らかにし、起こり得る不正の特徴を分析するとともに不正のリスクを例示して、学校法人監査の実務の参考に供することとした。

なお、本研究報告は報告書240を学校法人監査に適用するに当たって主として監査対象となる学校法人の特色に基因する不正の特徴について取り扱っており、不正への対応など、監査対象の違いによらず監査人として共通の事項については報告書240を適用することに留意されたい。

2. 学校法人におけるガバナンスと不正

学校法人において不正の主体や動機等を考える場合に、学校法人の機関についての特徴を理解しなければならない。

学校法人は、私立学校法（昭和24年12月15日法律第270号、最終改正平成23年6月24日法律第74号）に基づき設立された法人であり、私立学校の設置主体として公共的な性格を有するとともに、自主的・自立的な管理運営が求められ、機関としては理事会、理事長、理事、監事及び評議員会が置かれている。監査人は、学校法人のガバナンスの特徴と各機関の責任を十分理解してこれらの不正に対応しなければならない。

(1) 私立学校法の定め

各機関の業務について、私立学校法は次の旨を定めている。

- ① 理事会
 - ・ 学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督すること。(第36条第2項)
- ② 理事長
 - ・ 学校法人を代表し、その業務を総理すること。(第37条第1項)
 - ・ 理事会を招集すること。(第36条第3項)
 - ・ 評議員会から、必要な事項につきあらかじめ意見を聞くこと。(第42条第1項)
- ③ 理事(理事長を除く。)
 - ・ 寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行うこと。(第37条第2項)
- ④ 監事
 - ・ 学校法人の業務及び財産の状況を監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出し、不正な行為又は法令違反の重大な事実が所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告し、理事会に出席して意見を述べ、必要に応じ評議員会の招集を理事長に請求すること。(第37条第3項)
- ⑤ 評議員会
 - ・ 予算、借入金及び重要な資産の処分に関する事項、事業計画、寄附行為の変更、合併、理事の3分の2以上の同意による解散、収益事業に関する重要事項、その他寄附行為で定める重要事項についての理事長の諮問に対し意見を述べること。(第42条第1項)
 - なお、これらについて寄附行為で議決権を付与されている場合には議決を行うこと。(第42条第2項)
 - ・ 学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができること。(第43条)

(2) 学校法人のガバナンス機能が果たされない場合

学校法人の各機関に係る法の定めは以上に示したとおりであるが、例えば、次のような実態がある場合には、理事長や特定の理事又は学内理事会に決定権限が集中し、若しくは理事長や理事(以下「理事者」という。)及び監事の権限が著しく制限され、ガバナンス機能が十分発揮されないことがある。

- ① 理事会や評議員会の開催回数が少ない。
- ② 理事会や評議員会の議事が形式化している。
- ③ 理事会とは別に学内理事で構成される学内理事会や常勤理事会(以下「学内理事会等」という。)が設置されているが、議事録を作成していない。
- ④ 学内理事会等での決議事項について、理事会での審議が十分に行われていない。
- ⑤ 理事長が他の法人又は団体の業務を兼務しており、当該学校法人での業務実績が少ない。

- ⑥ 経営と教学の間のコミュニケーションが十分とられていない。
- ⑦ 評議員会への諮問事項や評議員会での意見聴取等が形式化している。
- ⑧ 常勤監事が設置されず、非常勤のみであり、業務実績がほとんど認められない。
- ⑨ 内部監査部門が設置されていない。

(3) 学校法人における不正の特徴

学校法人のガバナンス機能が十分に機能しない状況の中で、管理運営制度が整備されていない場合には、以下のような不正が行われる可能性がある。なお、学校法人においては、役員や教職員以外に財務情報が公開される機会が一般企業に比べて少ないことも、これらの不正が行われる背景の一つとして挙げられよう。

① 不正な財務報告

理事長又は特定の者若しくはグループが、内部統制を無視して、財政及び経営の状況について、次のような実態と異なる不正な財務報告を行う可能性がある。

- ・ 経営状況の悪化は、志願者が学校を選択する際にマイナスの要因として働く場合があり、また、金融機関からの不利な資金調達などにつながる可能性があるため、財務状況をよりよく見せようとする。
- ・ 大きな収入源の一つである補助金を不正に得ようとして、算定基礎に指定された科目の金額を改ざんする。

② 資産の流用

教職員、理事者又は特定の者若しくはグループが、次のような資産の流用を行う可能性がある。

- ・ 内部統制が整備されていない場合に、研究者が自己の研究目的を達成するために必要な資金を不正に得ようとし、また、教職員が自己の利益のために現金を流用する。
- ・ 理事長又は特定の者若しくはグループが内部統制を無視し得る場合には、法人の資産を個人的な目的のために流用する。

(4) 学校法人のガバナンスと監査人との関係

公認会計士又は監査法人による学校法人の監査は、私立学校振興助成法（昭和50年7月11日法律第61号、最終改正平成19年6月27日法律第96号）を根拠としており、私立学校法上、監査人に関する定めは設けられていない。

しかし、監査基準（「監査基準の改訂について」平成22年3月26日最終改訂 企業会計審議会）において、「監査人は、監査の実施において不正又は誤謬を発見した場合には、経営者等に報告して適切な対応を求めるとともに、適宜、監査手続を追加して十分かつ適切な監査証拠を入手し、当該不正等が財務諸表に与える影響を評価しなければならない。」（第三 実施基準 三 監査の実施6）と定めており、監査人は、不正を識別し、又は不正が存在する可能性があることを示す情報を入手した場合は、これらの事項を、速やかに理事者や監事へ報告することが求められる。

3. 学校法人における不正リスク要因

監査人は、内部統制を含む、学校法人とその環境を理解するために、リスク評価手続を実施しなければならないが、当該手続の一環として、不正による重要な虚偽表示リスクの識別のための情報を入手する必要がある。

さらに、入手した情報が、不正に関与しようとする動機やプレッシャーの存在を示したり、又は不正を実行する機会を与えたりする事象や状況（以下「不正リスク要因」という。）の存在を示しているかどうかを検討しなければならない。

学校法人特有の不正リスク要因を、不正による重要な虚偽表示が行われる場合に通常みられる三つの状況、すなわち、不正に関与しようとする「動機・プレッシャー」、不正を実行する「機会」、及び不正行為に対する「姿勢・正当化」に分類すると、以下に例示する事項が考えられる。

(1) 不正な財務報告による虚偽表示に関するリスク要因

① 動機・プレッシャー

次のような動機やプレッシャーが不正な財務報告を行う要因となる。

- ・ 国や地方自治体の政策により補助金が削減されることがある。
- ・ 入学者の減少により経営状況が悪化し、また、経営状況の悪化が更に入学者の減少を招いたり、不利な融資条件を招くこととなる。
- ・ 大学等の新增設に係る寄附行為変更の認可申請に当たり、審査基準を満たさないと寄附行為変更を伴う新增設が認可されないこととなる。
- ・ 有価証券やデリバティブ取引に巨額の含み損が生じている場合、運用担当者又は理事者の責任を問われることとなる。
- ・ 利害関係人に対する財務情報の閲覧義務が課せられたことや、さらに、財務情報を広く公開することが社会的に要求されるようになり、財務情報の比較が容易になったこと。

② 機会

次のような要因が、不正な財務報告に関わる機会をもたらすこととなる。

- ・ 通常取引条件とは異なる重要な関連当事者との取引が存在する。
- ・ 理事者が、関連団体を通じて、入学者又はその関係者から寄付金を強要できるような影響力を有している。
- ・ 理事長の権限が過大であるため、理事会、監事及び評議員会が十分に機能していない。
- ・ 理事長に実質的な権限がないため、理事会が十分に機能していない。
- ・ 監事の監査が十分に機能しておらず、効果的でない。
- ・ 評議員会が十分に機能していない。

③ 姿勢・正当化

次のような理事者の姿勢が、不正リスク要因となる。

- ・ 理事者が内部統制を無視し、意図的な操作を行っている。
- ・ 理事者が個人の取引と学校法人の取引とを混同している。
- ・ 理事者が自己又は自己が支配している会社等の利益のために学校法人との取引

を利用している。

- ・ 関連当事者との取引を注記事項として開示することに対し、理事者が消極的である。

(2) 資産の流用による虚偽表示に関するリスク要因

① 動機・プレッシャー

次のような要因がある場合に、現金等の横領しやすい資産を流用する動機・プレッシャーとなる。

ア. 理事者や教職員に個人的な債務がある場合

(ア) 個人の借入金の担保に学校法人の資産を提供しようとする。

(イ) 理事者が支配している建設会社に対し、工事費の水増し請求を行わせようとする。

イ. 教授等の研究職に研究費が不足している又は過大であるという認識がある場合

(ア) 研究費や補助金を不正に受給しようとする。

(イ) 受給した研究費や補助金を私的に流用しようとする。

② 機会

次のような不適切な内部統制の状況が、資産の流用の可能性を増大させることとなる。

- ・ 職務の分離又は内部牽制が不十分である。
- ・ 資産を管理する教職員に対する理事者の監督が不十分である。
- ・ 理事者又は教職員の旅費など経費の精算に関して監視が不十分である。
- ・ ITに関する理事者の理解が不十分であり、ITを不正に操作できる環境にある。
- ・ 研究費の申請や使用について研究当事者に権限が集中し、当事者以外の者の管理が不十分である。
- ・ 内部通報制度がなく、不正の兆候や事実が理事者や監事に伝わらない。

③ 姿勢・正当化

次のような姿勢が資産の流用を招く要因となる。

- ・ 理事者が資産の流用に関するリスクを監視又は軽減しようとししない。
- ・ 理事者が資産の流用を防止するための内部統制を無視したり、内部統制の不備を是正しない。
- ・ 研究成果を上げるためなら、内部規定に従わずに研究費の受給や資産の流用をしてもかまわないと考える。
- ・ 法令遵守に対する考え方が疎かになり、倫理的行動に対する規範を整備しようとししない。

4. 不正による重要な虚偽表示リスクの識別と評価

監査人は、計算書類全体レベル及びアサーション・レベルの不正による重要な虚偽表示リスクを識別し評価しなければならない。この場合、不正による重要な虚偽表示リス

クであると評価したリスクは、特別な検討を必要とするリスクであり、監査人は、当該リスクに関連する内部統制（関連する統制活動を含む。）のデザインを評価し、それらが業務に適用されているかどうかを判断しなければならない。

また、理事者が不正を防止し発見するために構築している内部統制を監査人が理解することは重要であり、不正リスク要因の識別にとって有益な場合もある。

なお、監査人が、不正による重要な虚偽表示リスクを識別し評価する場合には、学校法人における不正の特徴、ガバナンス及び不正リスク要因などを十分に考慮する必要がある。

5. 学校法人における不正のリスクの例示

学校法人における不正のリスクについて、「不正な財務報告」と「資産の流用」とに区分して例示すると、以下のとおりである。なお、これらの例示は、必ず計算書類の重要な虚偽表示の原因になる不正であると断定するものではないこと、また、これらが計算書類の重要な虚偽表示の原因のすべてではないことに留意されたい。

また、「不正な財務報告」に関する不正については、理事者が内部統制を無視する場合には、監査人は内部統制に依拠することができない。したがって、理事者の業務執行に対する理事会による監督や監事による監査等が有効に機能していることが、理事者による不正を防止又は発見する上で重要と考えられる。

一方、「資産の流用」に関する不正は内部統制の不備に基因する場合が多いため、不正のリスクとともに当該リスクを防止又は発見する上で有効と考えられる内部統制についても例示した。

(1) 「不正な財務報告」に関する不正のリスク

項目	不正のリスク
寄付金の簿外処理	理事者が意図的に入学に関する寄付金を後援会等で収受することにより、学校会計から除外する。
補助金の不正受給	経常費補助金を不正に受給するため次のような不正処理を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付要件を満たすため、学生数を過大又は過少に算出し、学生生徒等納付金を過大又は過少に計上する。 ・ 補助金対象外の支出を補助対象項目に含めて計上する。 ・ 補助金対象となる教職員数を過大に算出する。
大学等の新設・増設の財産目録に係る虚偽表示	大学等を新設・増設する場合に係る寄附行為変更の認可申請においては、負債率や負債償還率等の審査基準をクリアする必要がある。理事者は、このような基準をクリアすることが困難な場合には、財産目録において、次のような虚偽表示を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本来負債計上すべき項目を寄付金収入や現物寄付金として処理する。 ・ 本来経費処理すべき項目を資産として処理する。
金融機関からの資金調達を確保するための虚偽表示	金融機関からの資金調達を確保するために、理事者が意図的に以下の経理操作を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 修繕費として処理すべき項目を固定資産の取得として処理

項目	不正のリスク
	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却資産の耐用年数を本来の年数より長くする。 本来計上すべき徴収不能引当金を計上しない。
補助活動に係る収支の預り金処理	スクールバス等の補助活動を実施しているにもかかわらず、消費税等の税負担を避けるため、理事者が後援会により実施しているものとして預り金処理を行い、その収支差額を寄付金として受け入れた形で処理する。
有価証券の貸借対照表価額に係る虚偽表示	時価が著しく下落し、回復の見込みが不明の有価証券について、資金運用担当者が経理担当者に対して意図的に評価に必要な報告を行わない。その結果、当該有価証券について適切な評価減を行わず、取得原価のまま貸借対照表に記載する。
有価証券の時価情報に係る虚偽表示	時価のある有価証券で巨額の含み損のある銘柄について、理事者が意図的に時価のない有価証券に含めて表示する。
関連当事者との取引の注記事項からの除外	関連当事者との多額の取引について、理事者が意図的に注記事項から除外する。

(2) 「資産の流用」に関する不正のリスク

項目	不正のリスク	内部統制
寄付金の流用	寄付については財務部を通して行われる規則となっているが、運動部の保護者からの寄付金を運動部担当の教員が受け取り、個人的な懇親会の費用等に流用する。	<ul style="list-style-type: none"> 寄付金はすべて財務部を通して收受する。 寄付金の收受は、連番管理された寄付申込書や寄付受領書により行う。
補助金の流用	申請担当者が補助金を不正に受給申請し、收受した補助金を他の用途又は私的に流用する。	<p>不正受給に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請時点で担当者以外の者が、申請内容の検証を行う。 申請時点で一定の承認手続を行う。 <p>流用に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> 担当者以外の者が、機器備品等の発注や検収を行う。 支出内容については、担当者以外の者が、実績報告と証憑書類を照合する。
施設設備利用料の流用	事務処理が本部集中の場合には、各学部学科の末端の事務処理まで管理できない場合が多い。また、事務処理が学部別に行われている場合でも、各学部での事務処理能力に格差が生じ、内部統制が十分でない場合がある。その結果、担当者が音楽ホール、体育館、教室又は楽器などの機器備品の利用料を報告せず私的に流用する。	<ul style="list-style-type: none"> 施設設備の貸出事務と収納業務についての職務分掌を行う。 施設設備利用料の收受は、連番管理された施設設備利用申請書や領収書により行う。

項目	不正のリスク	内部統制
補助活動収入の流用	補助活動収入の収支管理については担任や事務職員担当者に任されている場合がある。その結果、担当者が現金を一時的に流用する。	<ul style="list-style-type: none"> 年度末の収支報告時のみならず、年度内においても、担当者以外の者が定期的に帳簿と証憑書類を照合する。
受託事業収入等の簿外処理	特別授業に係る収支や研究室で受託した受託事業収入等、学校法人に帰属すべき収支が担当者だけで処理されることにより簿外となり、流用する。	<ul style="list-style-type: none"> 特別授業については、名簿を作成し、当該名簿と受領金額を照合する。 受託事業に係る契約は、学校法人名で行う。 受託事業の収支事務は、財務部で行う。 収支内容については、担当者以外の者が帳簿と証憑書類を照合する。
学生アルバイト代の架空請求	教授が自分のゼミ学生を研究用のアルバイトに採用したものであるとしてアルバイト代を架空請求し、他の研究若しくは私的に流用する。	<ul style="list-style-type: none"> 研究費の使用について、発注、検収及び支払の職務分掌を行う。 アルバイトに係る申請書類は、学生本人が人事部へ提出する。 財務部において研究費予算の執行管理を行う。
消耗品の架空発注	消耗品の購入において、購買担当者が業者と共謀して架空発注を行い、その代金を業者と購買担当者が不当に受け取る。	<ul style="list-style-type: none"> 消耗品の発注、検収及び支払の職務分掌を行う。 消耗品の購入について、一定の承認手続を行う。 購入先の選定においては、定期的に相見積りをとる。
リース契約の偽装	管財担当者がリース契約書を偽造し、リース料を着服する。	<ul style="list-style-type: none"> リース契約の締結について、一定の承認手続を行う。 リース資産について、管理台帳に登録し、定期的に実地調査を行う。
工事代金の水増しによる着服	理事者が社長を兼任する建設会社に大規模な校舎建築工事を発注し、かつ、同社から設備の購入を行うに当たり、相見積りをとらずに理事者の独断で契約し、理事会の承認決議は事後的に受ける。その結果、理事者と業者の結託により不当に高い価額で校舎を建設し、設備についても不当に高額で購入することにより、理事者と業者の双方で差額を着服する。	<ul style="list-style-type: none"> 重要な取引について、理事会で事前に承認する。 建設工事に係る請負業者決定等について、入札基準や相見積入手基準等を明確にし、契約額や建設業者を合理的に決定する。 契約額の適切性について、第三者である専門家に評価を依頼する。 理事長との利益相反行為については、特別代理人の選任手続を行う。

項目	不正のリスク	内部統制
資産購入代金の水増し	購買担当者が施設設備等の固定資産や薬品等の棚卸資産について、通常の購入金額よりも高額で購入したり、多量に購入する。これにより、リベート（キックバック）の受領や購入品の横流し等をする。	<ul style="list-style-type: none"> 資産の購入について、発注、検収及び支払の職務分掌を行う。 資産の購入について、一定の承認手続を行う。 購入先の選定においては、定期的に相見積りをとる。
現金の流用	自動販売機の現金を常に補充しなければならないところ、経理担当者と出納担当者が長期間同一であることから、自動販売機の現金を一時的に流用する。	<ul style="list-style-type: none"> 現金の収受について、経理事務と収納業務との職務分掌を行う。 定期的に現金実査を行い、上位者がその結果を確認する。
貸付金の流用	理事会の承認を受けずに理事者が財務部の責任者に指示し、学校法人の資金を自分が役員をしている会社へ運転資金として貸し付けるが、当該取引を仮払金支出として処理する。	<ul style="list-style-type: none"> 重要な資金移動について、一定の承認手続を行う。 理事長との利益相反行為については、特別代理人の選任手続を行う。
預り金とリベートの簿外処理	購買担当者が教材の共同購入費用として生徒から集金し、数か月後に支払う場合に、預り金計上せずに簿外処理とする。取引先は当該学校法人との取引として認識しているため、購買担当者は共同購入に当たって数量に応じたリベートを受け取るが、簿外処理し生徒に割引額を返金しない。	<ul style="list-style-type: none"> 外部からの入金は、すべて学校会計を通して処理する。
周辺会計における流用	後援会等の周辺会計における預り金は、その収支管理について、周辺会計事務担当者に一任されている場合が多い。その結果、担当者が現金を私的に流用する。	<ul style="list-style-type: none"> 年度内においても、担当者以外の者が定期的に帳簿と証憑書類を照合する。
科学研究費補助金の流用	科学研究費補助金の枠内では担当研究者の自由裁量の余地が大きいため、研究費が不足している場合等には、架空の支出を偽装する等の方法で当該補助金を不正に受給し、他の研究又は私的に流用する。	<p>不正受給に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請時点で担当者以外の者が、申請内容の検証を行う。 申請時点で一定の承認手続を行う。 <p>流用に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> 担当研究者以外の者が、機器備品等の発注や検収を行う。 支出内容については、担当研究者以外の者が帳簿と証憑書類を照合する。

項目	不正のリスク	内部統制
		(「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定)を参考にする。)

以 上